

件名： 不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（案）に係る意見

氏名	(フリガナ) 一般社団法人 北海道消費者協会 会長 橋本智子 (担当： 主幹 中田真紀子)
住所	〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟2階
所属	(会社名) (フリガナ) (部署名) 一般社団法人 北海道消費者協会 組織活性化グループ
電話番号	011-221-4217
電子メールアドレス	do@syouhisya.or.jp
御意見	<p>2 追加条項</p> <p>(1) 本法第8条第1項の政令で定める「売上額」の算定の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アについて 「……、②返品額（課徴金対象期間において返品された場合における返品商品の対価相当額）、……」とあるが、消費者が返品したにもかかわらず事業者が代金の返金をしていない場合もあり、現案のままでは、消費者が返品したにもかかわらず対価相当額が返金されていなくても当該相当額が控除されることとなり、売上額が低く算出される。 「……、②返品額（課徴金対象期間において返品された場合における返品商品の対価相当額のうち消費者に返金された額）、……」とすることを求める。 ・ イについて 「……引き渡した（提供した）商品（役務）の対価の合計と、課徴金対象期間内に締結した契約に定められた対価の額の合計との間に著しい差異を生ずる事情があると認められるときは、……」とあるが、「<u>著しい差異</u>」とはどの程度のものを想定しているのか。判断基準が不明瞭である。